上越市の地域自治区・地域協議会のあらたな展開

くびき野地域問題研究会 事務局長 杉本敏宏

はじめに

現上越市は、2005年(平成17年)1月1日に、近隣13町村を編入合併して誕生しました。合併後の地域自治をどう発展させていくか。そのための制度として旧13町村の区域に合併特例法による地域自治区を設け、地域協議会を設置し、市議増員選挙に合わせて委員の選任投票が行われました。このことから「公募・公選」ということで注目されました。

2009年には、旧上越市に15の地域自治区が設置され、10月の市長選挙に合わせて選 任投票が予定されましたが、どの区も立候補者が定数以内で、選任投票は行われませんでした。

2009年の市長選挙で、現市長は「地域活動資金2億円」を公約に掲げ、それが2010 年度より予算化されました。様々な団体等から多様な提案があり、地域協議会でその提案を審査して地域活動資金が配分され、提案が実行に移されつつあります。

今、上越市の地域自治区・地域協議会は、あらたな展開を始めたといえます。

Ⅰ.「合併特例」から一般制度へ

- 1. 全国最多14市町村の合併で誕生した地域自治区・地域協議会
 - ・旧上越市を除く13町村の区域に合併特例法による地域自治区・地域協議会を設置 特例法により「区」を設置し、旧町村名を残す

「ガス抜き」との意見もあったが・・・

- ・総合事務所と地域協議会、そして住民組織 区の事務所としての総合事務所、協議機関の地域協議会、実行組織の住民組織
- ・「地域事業費」の配分と使途をめぐって
 - 10年間の歳入不足分を、普通建設事業費の圧縮で対処。「共通事業費」「地域事業費」に分け、「地域事業費」を各区に配分。

事業の優先順位、配分額は地域協議会が決める。この使途をめぐって活発な議論が起きた。

- 2. 地方自治法に基づく一般制度へ
 - ・旧上越市の地域を15区に分け地方自治法による地域自治区・地域協議会を導入 先立って13区を地方自治法上の制度に移行。恒久的な制度に。
 - 15区には総合事務所がなく、3つの「まちづくりセンター」が分担して対応
 - 13区と旧市とでは、「一国二制度」のような形
 - ・旧市の地域自治区には「地域事業費」がない——議論が起きるか? 案ずるよりも生むが易しだった。各区ごとに特徴のある運営がなされている。
- 3. 議会との違いは明確
 - 円卓方式

「議会×行政」という構図ではない。まさに「協議機関」。

「良い提案には、素直に賛同する」「誰の提案かにこだわらない」

「まちを良くしたい」の一念

・議会に提案する前に「諮問」がある

地域協議会の「答申」を得て、議会に提案される。答申を無視した場合の説明責任。 地域協議会で「不採択」の答申が出され、議会提案を断念する事例も。

・地方自治法で定められた「自主審議事項」 議会でいうところの提案権に値する。委員一人で提案できるのが、大きな特徴。 地域の問題が、議会とは違った切り口で提案されてくる。

- 4. 都市化した地域での特徴
 - ・高田区、直江津区、春日区など上越市の中心部分の地域自治区 13区や他の区は、おおむね農村地域だが、市街地にも地域自治区がつくられた。 住民の要求も様々で複雑であり、多様な要求を持った団体が無数に活動している地域。活動 範囲が複数の区にまたがっている団体が多い。
 - ・地域協議会委員の出自も多彩議会では捕捉できない多彩な意見が表明される。

Ⅱ.「地域活動資金」――市長の公約

- 1. 地域活動支援事業として「2億円」を各区に配分
 - ・2009年市長選挙での公約
 - ・各区に、500万円~1410万円を配分。中途半端な金額ではあるが・・・。
 - ・市民から「まちづくり活動」の提案を募集し、地域協議会で審査して採択 募集要項、採択方針、審査基準も地域協議会で決める。各区で異なる。書類審査中心、ヒア リング中心か、プレゼンテーションを行うかなど審査方法も各地域協議会独自。 要求額全額か一定割合か、上限・下限を設けるか。何件採択するか。資金が余った場合どう するか。追加募集するか、翌年度に繰り越すか。
 - ・市民からの提案は400件を超える 提案内容は様々。農村部と都市部での違いがある。
 - ・最多は高田区の29件 審査の結果、14件を採択。いずれも要求額満額で。
 - ・採択結果についての「説明責任」 説明責任に耐えうる採択結果が求められる。 提案者は、「実行結果報告」を提出。
- 2. 住民自治にどんな影響がでるか
 - 「予算を執行する」とは、どういうことかを実際に体験する場
 - ・今まで苦労して資金集めをしていたものが、安易に補助に頼るという否定的な面も 「分捕り合戦」のような自治からの後退面をどう克服するか。
- 3. 制度の改善方向など
 - ・「本来、市が執行すべき事業」をどうするか
- ・「地域活動支援事業の目的に合致しない」「使途が不適切なもの」「目標が不明確なもの」など をどう切り分け、排除していくかの全市的な統一基準が必要
- ・「2億円」の是非。各区への配分基準の見直しなどが必要